

公益財団法人 日本骨髄バンク 広報推進委員会規則

制 定 平成 25 年 12 月 20 日
第 1 次改正 平成 26 年 3 月 20 日

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人日本骨髄バンク 委員会規程（以下「委員会規程」という。）第 16 条に基づき、広報推進委員会（以下、「本委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

(所掌業務)

第 2 条 本委員会は、理事会の諮問を受けて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供希望者を募集するための施策に関する事項
- (2) 骨髄等の提供希望者の提供意思を維持するための施策に関する事項
- (3) 寄付等の募集に関する事項
- (4) 法人または個人等が本法人の事業の趣旨に賛同して行う、普及啓発事業との協力関係に関する事項
- (5) 骨髄バンクに関する広報資料等の企画立案に関する事項
- (6) その他骨髄バンク事業の普及啓発並びに広報に関する事項

(組 織)

第 3 条 本委員会は、5 人以上 10 人以内の委員をもって組織し、委員は理事会が選任する。

(委員長等)

第 4 条 本委員会に委員長をおき、委員長は理事会が指名する。

- 2 委員長は、会務を整理し、本委員会の議長を務める。
- 3 本委員会に副委員長をおき、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(規則の変更)

第 5 条 この規則は、理事長の承認を得て変更することができる。

(細 則)

第 6 条 本規則に定めるものの他、本委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

(準 用)

第 7 条 委員会規程第 3 条第 2 項の規定に基づき設置する部会等の運営に当たっては、同規程第 9 条から第 12 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会等」と、「委員長」とあるのは「部会等の長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 本委員会の事務は広報渉外部において行う。

附 則

1. この規則は、旧法人の「広報推進委員会規則」（平成21年2月18日制定、平成22年9月15日第1次改正）に倣い、新たに制定するものである。
2. この規則は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。